

令和8年第1回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和8年1月29日
- ・ 会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和8年1月29日(木)

午後3時20分

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 3 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 4 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 5 号 農地法第5条第1項第6号目的の買受適格証明願に対する専決処分について
- 6) 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7) 議案第 2 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 8) 議案第 3 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 9) 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 10) 議案第 5 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について

5. 閉 会

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和8年1月29日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和8年1月29日(木) 午後3時20分			
	閉 会	令和8年1月29日(木) 午後4時20分			
議長	会長 福島 明				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	大澤 正	出	21	安藤 已喜夫	欠
2	荻野 信義	出	22	栗田 宣雄	欠
3	矢神 勝彦	出	23	田村 恵司	出
4	小林 郁子	出	24	福島 明	出
5	木村 かつ江	出	1	小内 忠	出
6	柴崎 信幸	出	2	森田 亨	出
7	石川 野理子	出	3	堀口 廣	出
8	大須賀 節子	出	4	武井 清一郎	出
9	富田 千恵子	出	5	糸原 健治	出
10	須藤 浩一	出	6	橋本 繁穂	出
11	松嶋 多喜男	欠	7	高野 政明	出
12	新井 美津子	出	8	澁澤 正明	欠
13	高田 次郎	出	9	望月 勇	出
14	加藤 延宏	出	10	梁瀬 和彦	出
15	持田 一吉	出	11	久保 喜信	出
16	大澤 慶三	出	12	黒澤 清	出
17	馬場 實	出	13	吉田 裕治	出
18	須藤 一男	出	14	馬場 詔二	出
19	蛭川 一郎	出	15	吉野 勝男	出
20	福地 伸夫	出	16	笹井 孝	出
説 明 者	事務局長	中島 隆			
	事務局次長	穂山 光昌			
	局長補佐	笠原 正史			
	農地係長	関根 克己			
	主査	磯貝 益生			
	主任	田嶋 晃			
	主任	田沼 清良			
	主任	小川 武尊			
参 与	農業振興課 主査	関根 麗子			
	農業振興課 主任	瀬尾 純也			

会 議 件 名		て ん 末	
会	開会	事務局長	それでは、令和8年第1回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局長	はじめに、本日の委員の出欠状況をご報告いたします。 農業委員24名中、21名の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、16名中15名の出席となっておりますことを併せてご報告いたします。
	議長の選出	事務局長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、ここからは福島会長にお願いいたします。
	議事録署名人の指名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 まず最初に、議事録署名委員の指名を行います。議席番号18番須藤 一男委員、議席番号19番蛭川 一郎委員、以上2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。
進	報告事項について	議 長	それでは総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 最初に、報告第1号、及び、報告第3号から5号については、「深谷市農業委員会事務専決規程」により、専決処分を行っていることから、事務局からの説明については省略させていただきます。 なお、議案書の15ページ、報告第2号の「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、一部斡旋の希望があるため、事務局からの説明を求めます。
		事務局	はい、それでは、報告第2号「農地法第3条の3、第1項の規定による届出に対する専決処分について」ご説明いたします。 【報告第2号について概要を説明】
		事務局	説明につきましては以上でございます。
		議 長	只今、事務局より斡旋に関する説明がありましたが、何か質疑等ございますか。 (質疑なし)
		議 長	質疑が無いようであれば、この斡旋に対する案件につきましては、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましてはお借りしていただける方をご存じでしたら事務局までお知らせ願います。
行	議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書の39ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		議 長	次に、議案書の39ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
状			
況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	事務局	はい、それでは、議案書39ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局よりご説明いたします。	
		【議案第1号について概要を説明】	
	事務局	「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。	
	議 長	次に、整理番号の5番から7番、及び8番につきましては、新規就農に関する案件となりますので、委員からの意見を伺います。 最初に、整理番号5番から7番について、田村 恵司委員お願いします。	
	田村委員	整理番号5番から7番の譲受人の新規就農について、報告いたします。 1月16日に、私及び新井委員、久保推進委員、農業振興課職員及び農業委員会事務局職員でヒアリングを行いました。 譲受人は、花園の飯島農園でいちご栽培について研修を受けており、間もなく2年が過ぎるところです。このたび、独立していちご栽培を行いたいことから、農地の取得に至りました。ハウスの建設に多額の費用が発生しますが、政策金融公庫を利用する予定で、めどが立っているとのことです。また、飯島農園の支援により、資材が安く手に入りそうとのことです。独立後も飯島農園から支援を受けられる環境で、今後は苗作りも会得して、支出を抑える努力をしたいとのことです。また、申請地のすぐ近くで申請者の父親が農業を営んでおり、必要な農機具類や人手は、当面はそこから借りる予定とのことです。 申請者は25歳とまだ若く、研修先などから支援を受けられる状況であり、ハウス建設の費用のめども立っていることから、農地の取得について特段問題はないものと考えます。以上です。	
	議 長	田村委員、ありがとうございました。 続いて整理番号8番について、吉野 勝男委員お願いします。	
	吉野委員	整理番号8番の譲受人の新規就農について、報告いたします。 1月19日に、私及び馬場委員、富田委員、農業振興課職員及び農業委員会事務局職員でヒアリングを行いました。 譲受人は、群馬県太田市で建設業を営んでいますが、農家の減少による食糧自給率の低下等を心配し、家族ぐるみで農業への進出を考えるようになったとのことです。譲受人は、深谷市内で土地改良事業に長く携わっていたことから、市内にたくさん農家の知り合いがおり、相対で農地を借りて耕作したり、農作業の手伝いをしながら10年ほど耕作を行っているとのことです。今回取得する農地は砂利が多い地区になりますが、土地改良を行っていた経験から、取得後は作物に適した農地へ改良することも考えているとのことです。 申請者は82歳と高齢ですが、子供たちも農業へ意欲的で、トラクターなどの農業機械も一通りそろっており、相談に乗ってもらえるベテラン農家の知り合いも多いことから、農地の取得について特段問題ないものと考えます。以上です。	
議 長	吉野委員、ありがとうございました。 それでは、本議案について、一括して審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。		

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	(質疑なし) 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
		議 長	(採決) 挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
進 行 状 況	議案第2号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の45ページ、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明させていただきます。 議案書45ページ及び別添の総会議案資料の3ページを併せてご確認ください。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」であります。
			【議案第2号について概要を説明】
		事務局	農地法第4条の許可申請承認につきましては以上1件です。 ご審議のほど、お願い申し上げます。
		議 長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
		議 長	(質疑なし) 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
		議 長	(採決) 挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第3号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の47ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明申し上げます。 議案書47ページ及び別添総会議案資料5ページと併せてご確認ください。
		事務局	【議案第3号について概要を説明】 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認につきましては以上7件です。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	<p>ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
		議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(採決)</p>
進 行 状 況	議案第4号 「農用地利用集積等 促進計画(案)に対する 意見について」	議 長	<p>次に、議案書の51ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題とします。農業振興課より説明を求めます。</p>
		農業振興課	<p>議案書51から61ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農業振興課より説明させていただきます。</p> <p>【議案第4号について概要を説明】</p>
		農業振興課	<p>以上、説明とさせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
		議 長	<p>次に、番号の21番から22番、及び、54番から57番につきましては新規就農に関する案件となりますので、委員より意見を伺います。 最初に、番号21番から22番について、糸原 健治委員お願いします。</p>
		糸原委員	<p>番号21番から22番の借受人の新規就農について、報告いたします。</p> <p>1月15日に、私と堀口推進委員、農業振興課職員、農業委員会事務局職員でヒアリングを行いました。</p> <p>借受人は、今までは仲間の支援を受け農業を行っていたが、4月から人見地区で自立し、本格的に営農する方です。</p> <p>労働力は、現在は本人のみですが、将来的には従業員の雇用、法人化を目標にしているとのこと。</p> <p>作物構成はねぎです。現在作付している農地をそのまま借受け、今後は遊休農地の活用の視野に、農地拡大予定とのこと。種苗については、コイケヤさんをお願いしており、ねぎについての助言、相談については今後も見込めるとのこと。</p> <p>基本装備については、トラクター、管理機、トラックが揃っていますが、新しい農業機械購入を検討しています。</p> <p>販路については、全農出荷場にすでに出荷しています。作付け、作目の拡大にともない、市場出荷なども計画しています。</p> <p>以上のことから、仕入先等から継続し助言等の支援が受けられることから、就農については特段問題ないものと考えます。</p> <p>報告は以上となります。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議 長	条原委員、ありがとうございました。 続いて、番号54番から57番について、笹井 孝委員お願いいたします。	
	笹井委員	番号54番から57番の借受人の新規就農について、報告いたします。 1月14日に、私と馬場農業委員、富田農業委員、農業振興課職員、農業委員会事務局職員でヒアリングを行いました。 借受人は、農業法人退職後、「明日の農業担い手育成塾はなぞの校2年コース」に入塾し、指導農家から実践的な農業を学び、今年度末卒塾し、4月から新規就農の予定です。卒塾後も関係者からの継続支援が見込めるとのことです。 労働力は現在は本人のみですが、将来的には作付けの拡大に伴い、従業員の雇用も考えています。 作物構成は、ねぎ、とうもろこし、ブロッコリーです。育成塾で作付していた農地で継続し、栽培を行っていきます。 基本装備は、現在はトラック1台ですが、卒塾後3年間は塾の農機具を借りることができ、徐々に農業機械等をそろえていくとのことです。 販路は主に直売所で、今後は市場出荷も考えています。 以上のことから担い手育成塾で実践農業を学んでおり、今後も花園農協や指導農家から技術指導の支援を受けられることから、就農については、特段問題ないものと考えます。 報告は以上となります。	
	議 長	笹井委員、ありがとうございました。 それでは本議案の審議に移りますが、番号の48番から50番につきましては〇〇委員に関する案件となりますので、一時退出を求めます。	
		(〇〇委員、退出)	
	議 長	それでは、最初に48番から50番について審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。	
		(質疑なし)	
	議 長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。	
		(採決)	
	議 長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 〇〇委員、入室してください。	
		(〇〇委員、入室)	
	議 長	それでは次に、それ以外の案件について、一括して審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。	
		(質疑なし)	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	<p>質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(採決)</p>
		議 長	<p>挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。</p>
進 行 状 況	<p>議案第5号 「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について」</p>	議 長	<p>次に、議案書の63ページ、議案第5号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について」を議題とします。 農業振興課より説明を求めます。</p>
		農業振興課	<p>それでは、議案第5号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について」を、農業振興課よりご説明させていただきます。 議案書の63ページ以降及び、別添の参考資料の位置図をご覧ください。</p> <p>【議案第5号について概要を説明】</p>
		農業振興課	<p>以上、議案第5号の説明となります。農用地利用計画の変更も、27号計画の変更も、農業委員会の意見を聴くこととされているため、本議案を提出するものであります。ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
		議 長	<p>それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
		議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(採決)</p>
		議 長	<p>挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 以上をもちまして、本委員会に上程されました議案に関する審議は全て終了いたしました。これにて、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
	閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、令和8年第1回深谷市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和8年1月29日

議 長 福島 明

署名委員 須藤 一男

署名委員 蛭川 一郎